

昭和五二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言 ■

明治維新と「行政改革」…………… 2

国鉄労働運動の現状と課題…………… 3

資料 国労東京地本にかけられたビラ貼り弾圧について…………… 8

国鉄労働者にまけるな！…………… 11  
— 全電通をめぐる情勢について —

強まる非同盟運動—成功したニューデリー首脳会議…………… 14

シリーズ「ソ連脅威論」の虚構②…………… 17

「ソ連脅威論」を演出する人びと…………… 17

ニカラグアを第二のレバノンにするな…………… 20

話 録…………… 10 編集だより…………… 16

# 旬刊 社会通信

NO.192

一九八三年四月二日

一九八三年四月二日

(毎月一日・二日・二日三回発行)

## ■巻頭言

## 明治維新と行政改革(一)

「行革」は維新前夜を想わせる。徳川幕藩体制が「グラリと揺るる」兆しを見せた天明年間、老中筆頭松平定信は、儉約令を発した。幕政「改革」の始まりである。各藩も藩政改革に躍起となった。「改革」は、黒船の来朝とともに幕藩体制の予盾を深めた。老中・水野忠邦は天保一〇年、華山、長英(蚕社の獄)をとらえ、翌一一年「天保の改革」を断行した。井伊直弼が大老職に就いたのが安政五年(一八五八年)、彼は「安政の大獄」(一八五九年)という大弾圧で体制の維持をはかった。七月四日の水戸斉昭、徳川慶勝、松平春嶽、一橋慶喜の処分を皮切りに、幕政に反対する人びとが次つぎに逮捕された。「草奔(そうもう)」の士への処分は峻烈をきわめた。まず梅田雲浜がとらえられ、鶴飼吉左衛門・幸吉父子、つづいて小林良典、兼田伊織が、さらには薩摩の目下部伊三次、越前の橋本左内が、京都では三國大学、頼三樹三郎におよんだ。上野の杜(もり)に像を残す西郷も追いつめられ、僧月照とともに、鹿児島湾に身を投ずる有様であった。

長州の「草奔」、松陰にも累は及ぼうとしていた。松陰は撃つて出ることを考えた。ビツクリ仰天した藩政府は再び松陰を野山獄に幽閉した。松下村塾でもっともはげしい論議が巻き起ったのはこの時だ。「村塾」の竜虎、江戸にあった晋作と玄瑞は「師は秋にあり情勢のきびしさを知らん。時機を待て」と松陰を諫めた。松陰は烈火のごとく怒り、彼らをこう批判した。

「時を待つというが、徒(いたず)らに時を待っても、好機は来ぬものである。今日の弾圧は誰かが刺激したためにおこったものである。かくいう松陰もその一人である。僕がいなくては、千年待ってもこのような弾圧はおこらなかつたであろう。僕がいれば、いつでも、弾圧はある。忠義というものは鬼のいぬ間に茶を入れて飲むようなものではない、江戸にいる玄瑞、正亮、晋作などは皆、僕とは意見を異にしている。その分かれるところは僕は道理を実現するつもり、彼らは功業をなすつもり。ただ、人びとには長所があつて、彼らを不可とはしないが……」(安政六年一月一日の某宛の手紙)。

正月一六日には塾生の岡部富太郎にこう記している。

「有志の士が時を待つとか、犬死はせぬとかいろいろ弁解しているが、解せないことである。時がくれば、忠士義士でなくとも、功業はできるものである。隣国の中国でも、創業の時を見給え。功臣は皆敵国より降参してきた不忠不義のものである。皆はぬれ手で粟をつかむつもりなのであろうか」

松陰は塾生の優柔不断のなかで刑死した。時に二九歳。松陰の死から二ヶ月、桜田門外の変で井伊は水戸藩士の手で生命を絶たれた。当時の情勢はわれわれの知るところではない。しかし、井伊の害死が歴史の流れを一挙に加速させた。徳川幕藩体制は、それから七年後の慶応三年(一八六七年)大政奉還、王政復古の大号令で三百年の幕を閉じる。だからそのことを予測しえたであろうか。

今日の行革も幕政・藩政改革と本質は変わらない。根っ子が腐りはじめたこと、これが「行革」の本質だ。だから、敵の攻撃は全面的だ。権力が総動員される。「草奔」がねらい打たれる。しかし、これは資本主義体制の最後のあがきだ。歴史はこのことを訓えてくれる。そして、なぜ、国労攻撃かも。

## 国鉄労働運動の現状と課題

八三賃金は単産エゴをむきだしに進んでいる。民間では造船重機が賃金格差を認める発言をおこない、公労協・公務員でも人勤・仲裁、年度末手当に格差が目立つ。労働運動が企業主義に埋没していることを示す顕著な例だ。

他方、日本労働運動の旗手、総評労働運動の機関車である国労には権力を総動員した攻撃、弾圧がある。とりわけ重大なのはピラはりを口実とした国労東京地本への捜査だ。本号で国鉄問題を全面的にとりあげたゆえんである。(編集部)

### 国鉄をめぐる二つの動き

国鉄をめぐる情勢で三月一九日、特徴的な動きが二つありました。

一つは、軽犯罪容疑で国労東京地本書記局が捜査されたことです。職員局長宅の堀に国労東京のピラがはられていたというのがその理由です。二つは、時間内入浴規制反対闘争にたいして、東京においても賃金カットと処分の通告がなされたことです。その内容は減給、訓告、戒告、嚴重注意の四段階。処分の特徴は、これまでは指導責任だったのに、闘争に参加した組合員個人が対象とされていることです。ここにも、国鉄(労)攻撃の本質がよくあらわれています。

今後、国鉄監理法案の審議にもみられますように、われわれへの攻撃は激しくなることはあれ、やむことはありません。したがって、国鉄(労)攻撃の本質についてまず申し上げます。

### 「行革」が諸悪の根源

第一は臨調・行革です。二つのことがいわれています。一つは緊急一〇項目(「答申は一項目だが国労は一〇項目に整理)、二つは分割・民営化の攻撃です。

周知のように労働組合の力は数と「知識」による団結です。国労は二五万組合員が「労働者階級の解放をめざす」綱領に団結しています。ここに、国労の強さがあるとわれわれは自負しています。独占、政府自民党、当局、そして経営論理に埋没したマスコミがいっせいに襲いかかってくるゆえんでもあります。彼らも余裕があるわけではありませんから……。攻撃の内容を具体的に申し上げてみたい。

### 生産性本部が関与

緊急一〇項目の基本はすべて労務政策の変更にかかっています。(1)職制支配の強化、(2)国労の完全否定、(3)前二者を達成するための世論形成、(4)弾圧・処分の強化がその内容です。

一、職制支配の強化。急に今起きた問題ではありません。七〇年代初頭のマル生運動の影の首謀者である日本生産性本部の郷司浩平は昨年一〇月二六日付の「エコノミスト」で次のように、マル生運動の「失敗」を語っているからです。

「……ところで生産性本部の関係した国鉄のいわゆるマル運動ですが、あれのいきさ

つはどうかということだったんですか。

郷司 あれが非常に誤解を招いているんだね。僕はこの間高木（文雄）総裁にあの経験話を話して、いまの国鉄の労使関係では、民営にしようが何にしようがだめだといっておいた。まず労使関係をきちんとするとうか、少なくとも新しい路線に乗せさえすれば、公営だっかまわんといっているんですよ。

マル生運動については当時の磯崎総裁に頼まれた。ひとつ国鉄の教育をやってくれというわけです。そのとき私は、一年とかそういうことじゃだめで、少なくとも三年間はやってくれなければ、われわれとしても自信はもてないといった。それに対して磯崎君は、自分の責任でもって三年ぐらいいは続けられるからという約束ではじめたんですよ。

ところが国鉄の生産性教育は少し急激に進み過ぎた。というのは国労から四万人以上の脱退者が出た。それから同盟系の鉄労が一万人を超したことがあるんですよ。それで各鉄道管理局や駅にまで生産性研究会とか、生産性なんとかと、名前はさまざまですが、そういうのが続出したんですね。それである時、大磯のホテルでもって、全国の鉄道管理局長を呼んで研修をやってたんですよ。最後の日に、私も出ていってちょっとしゃべった後でこれから皆さんは国鉄をどうしようと思っているかと、一人一人聞いたんですよ。そしたらみんないい答えもっていましたよ。私は生産性向上をひっさげて、これから国鉄のオ二になりますとか……。そんなことがあって、そういう管理局長あたりも、これまではイデオロギー問題を回避してきたが、イデオロギー論争もどんどんやるようになった。

ところが一年半たってから、国労が函館で大会を開き、国労委員長が悲壮な演説をやってたんです。座して死を待つよりも進んで攻撃を加えて組織を守ることです。そういう一種の背水の陣をしないで、それから団交が始まった。その結果、磯崎君は譲歩に譲歩を重ね、マル生というのは不当労働行為の別名みたいになっちゃった。

ただあのとき、国鉄監査委員会では、生産性向上運動はやるべきで不当労働行為とは全然違うという報告はしているけれども、そんなものは新聞も取り上げないし、結局われわれが悪者になっている。だけれども強いていうならば、あまり急速に進み過ぎてやったところに、ちょっと不自然なところがあつたんじゃないかと思う。しかしあれを三年かけてやったら、国鉄の労使関係はずいぶん変わってきたと思う。ところが一年半で挫折しちゃってね。

——生産性本部としても、かなり関与したんですか。

郷司 生産性向上教育を行った。もちろん、組合員の教育じゃないんですよ。管理者の教育、それで彼らに管理者としての自信をもたせるという、そういう教育をしてきました。

こうして、今日の特徴的なあらわれは第一に三十代前半を含む若手の管理職への積極的な登用、第二に民間の講師を起用した管理職教育と研修の徹底、第三に民間なら赤字で削減をはかるのが管理職の賃金でしょうが、その引き上げ、第四に「問題」職場への本社採用学士の配置です。従来、彼らは二年サイクルで動きましたが、最近では三、四年を前提に進められています。

二、組合の否定。第一に団交権の制限です。管理・運営事項、民間なら経営権を盾（たて）にとつて団体交渉の内容を制限するものです。それだけではありません。もっと高圧

的ですが。本社でいえば課長クラスの責任をもった連中が（団交に）出てこない。権限のない連中が出てきて一方的に通告するだけ。われわれの解明要求、基本要求にはほとんど応えない状況です。鹿児島では一方実施すらおこなわれているくらいです。第二に「現協」についてです。昨年の一二月から廃止されていることはご承知のとおりです。第三に組合掲示板、リボン、ワッペン、組合旗掲揚の規制、第四に効率化と関連し時間管理の徹底、その典型が時間内入浴の規制です。そして第五に年休規制です。これらは従来からの労資慣行を根本的に覆（くつがえ）し、大衆運動から芽ばえ発展する労働者の意識の成長を力で抑え込もうというものです。

三、世論形成。第一に昨年の最大の特徴ですが、マスコミを使った労働慣行の破壊です。第二に国民の思想統制とも関連しますが、「社会的常識論」がそこでつくられていることです。とくに「サンケイ」グループの動きが顕著です。東京地本の捜査についてもすでに当日の朝刊にのせています。「行革」についても同様です。「サンケイ」にかぎらず商業ジャーナリズムは「軍備増強反対、中曽根の政治反動反対」の論調を掲げていますが「行革」には注文をつけながらも賛成です。「行革」は政治反動への地ならしなんですがね。

四、弾圧・処分。国労は三月一日から三日間、順法闘争をやりました。併行してピラはり闘争もおこなわれました。東京地本への捜査はこのピラはりを口実におこなわれています。制服警官百人、捜査員三十数名にもおよぶものしいものであったということです。戦長会議の資料、組合規約などが横収されたそうで、そのねらいが三月闘争の全貌をつかみ弾圧することにあると思います。

### 重大な意味もつ地本の捜査

この「事件」で強調されなければならないことは、捜査が軽犯罪法でおこなわれたことです。なんでもひっかかることになりすから、これが拡大解釈され一般的に適応されればファッションと変わらないことにもなりかねません。七九年の「札幌ピラはり判決」とともに、私たちは労働組合の基本的権利とともに民主主義の問題にいよいよ重大な関心を払わなければと考えているところで（本号所載、資料参照）。

### 兼職問題は社会党攻撃

第二に兼職禁止問題があります。社会党の地方議員は約三千二百名。うち国労関係者は約三百人です。しかも、統一地方選直前にもち出されています。鹿児島での「合理化」の一方実施はさらに深刻な内容を含んでいます。国会議員を含め一切の交渉に応じない（当局、その背後には政府自民党がいる）強い姿勢を示すものといっているからです。国会レベルまで含め国鉄議員団を壊滅に追い込む。社会党をギリ貧に追い込むことをねらったものです。

### 昇給協定では査定をねらう

次にこれから問題になることについてです。定期昇給が四月にあります。昇給協定は三年。四月に切れます。新たな協定が締結されねばなりません。しかし、当局はこの団体交渉に応じようとはしていません。一方的にやる危険が強まっています。

彼らが、この昇給協定で重視していることは差別による賃金格差です。先ほどの処分攻

撃でいいますと、戒告以上の処分は欠格条項にあたる。戒告の場合、私どもの場合四号俵が定期昇給ですが、一号俵を削る、したがって三号俵だけとなります。嚴重注意はこれまで定昇とは関係ありませんでした。しかし、今度は嚴重注意も、三・八といっておりますが、三項八号で「勤務成績不良」を口実に（昇給を）落としてくるだろうとみております。つまり、当局への忠誠度によって査定をしていくことです。さらに昨年、職務乗車証が廃止されました。それにもない割引証制度も改悪されております。この割引証の発行枚数も処分の回数などで差別することがすでおこなわれています。

### 路線と運動が乖離

ついで、国労運動がどうなっているかについて申し上げたい。

国労は先の郷司の話ではありませんが、反マル生闘争を組織し、「勝利した」と総括しました。その後、再建懇、つまり労使協議で労資正常化を進めてきました。「民主的規制」「働き要求したたかう」「正すべきは正す」、いい方はさまざまですが、これらはその延長線上に位置づけることができます。特徴的な動きの一つです。他方、国労は七五年の水戸大会で新綱領を制定し、「職場に労働運動を」との岡山大会以来のスローガンを確認、階級的労働運動の路線を全組合員の討議で決定しました。さらに統一戦線の追求が前面に掲げられ、社会主義政党との緊密な協力関係も明記されました。

問題は綱領に示された立派な方針と運動との間に大きなアンバランスが生まれたことです。昨年、一昨年の大会ではこの点が論議の焦点となりました（本誌一七一～二〇号、一三六～七号参照）。

とりわけ重大なことは、（本部の指導から）職場闘争が後退させられていることです。職場の仲間たちは、当局の攻撃にも屈せず職場抵抗、権利闘争を前進させています。当局の攻撃が効果をあげているのは、この間隙を衝いているからです。当局は「あの職場はやりすぎだ。すぎだ」とやるわけです。残念ながら内部にもそうした評価が存在しています。そこにマスコミからの世調形成、社会的常識論の大宣伝が加わった。昨年までは共産党を含め「正すべきは正す」がこうしてひろがりました。しかし現在は、敵の攻撃のげしさと職場の仲間の創意にみちたたたかいのなかで、こうした矛盾は影にかくれつつあります。以下、具体的に当局の攻撃とわれわれの反撃の特徴について申し上げます。

### 分断策と統一闘争への努力

第一は、当局が時間差、地域差攻撃をとっていることです。この一二年、とくに顕著でした。（攻撃が）社会党左派といわれる職場に集中されたからです。しかし、先にもいいましたように、「行革」、緊急一〇項目とともに当局の矛盾は拡大し、全国の職場が問題とされるにつれ、そのねらいが階級的労働運動の路線を対象とし、活動家排除の何物でもなく、国労運動の破壊であることが明らかになっています。

第二に、「合理化」でも外注、民託化を中心におこなわれ、統一闘争を組ませない方策がとられていることです。具体的には、地域的、局部的な「合理化」提案をおこない、そこを突破することによってあとは既成事実をつくり全国にひろげていくやり方です。これによって、わが方は反「合」のたたかいかでも統一闘争を組みにくくされてしまっていることで、統一闘争を組織しようとなったのはようやく昨年のことです。昨年の大会で「長期

抵抗路線」が決まったからです。昨年の大会では同時に、右翼的労戦再編成に反対し、たたかう統一をめざすこと、その公労協版である全電通がうち上げた「公労懇」に反対であることがはっきりと確認されました。

### 統一闘争を破壊する動労の右転換

国鉄のたたかいを困難にしているのは、敵の攻撃だけではありません。国鉄内にある五つの組合（国労二五万、動労四万、鉄労四万、全施労三千、全動労二千）の動向があります。これまでは、国鉄年金の赤字問題を中心に鉄労を除く四組合の共闘がおこなわれていました。この四組合共闘は「再建問題」をふくめ、維持されておりました。しかし、動労が大きく方針を変更したことによって、国鉄内闘争に大きな分裂が生まれました。つまり、八二年春闘前の中央委で動労がいわゆる「効率化」、ブルートレインの添乗旅費返納を打ち出したことです。国労は拒否を決めました。こうして、動労は昨年来方針をハッキリと転換したわけです。

こうした内部矛盾は職務乗車証、入浴、五七・一ダイヤ改正等にもあらわれています。こうして、動労があたかも鉄労と一体となり、当局のいいなりになり、国労に「敵対」するようになった結果、動労との間に組織問題、共闘問題——国鉄内の四組合共闘、交通、公労協共闘、県、地域などの地域共闘、あるいは社会党との関連——でも一部問題がでてきております。

たとえば、門司地本で入浴問題で大量の仲間が賃金カットされ、そのとき、社会党議員団を現地に入れようとの動きがありました。それに動労はクレイムをつけたことです。これによって、社会党が二の足をふむ結果になっていますし、交通、公労協でも同様の傾向があらわれております。このように、動労の方針転換は正しい労働運動の発展をひじょうに困難にしていることです。マスコミが国労、動労の「対立」を面白おかしくとりあげ、さらには「五日〜七日の順法闘争が終わったとたん、マスコミが「国労は企業内でも、社会的にも孤立している」とのキャンペーンをはりだしていることにもあらわれているとおりです。

### 「長期抵抗路線」の確立が課題

つぎに国労としてどう（事態を）打開しようとしているかについてです。

入浴問題では九州地労委に提訴、東京地本でも関東地区の地方調停委に提訴をする、公労委を活用することがおこなわれています。裁判闘争についても「やろう」という方向で検討されているようです。

職場のなかでは、当局の対応は九州と東京ではかなり違います。九州の門司では入浴問題でも風呂場にカギをかけず、監視員を置きチェックする。そして翌月の賃金でカットする方法がとられています。東京の場合は鎖錠をして風呂に入れない方法がとられています。それへの抗議行動が連日くり返されているのが現状です。

国労自身にもいくつかの問題があります。一つは、動労内の核マルの影響をうけた人びとがいますが、彼らが時間内入浴規制をぜんぜんとりくまないこと、二つめにそれぞれの職場の現場長や管理者の対応が千差万別ですから、職場にアンバランスが生まれていること、したがって今、国労としては四〜五月に長期的な展望にたったたたかいを組織しよう、その方策を模索しているのが現状です。



資料 国労機関紙（「国鉄新聞」八三年四月一日、全文）

## 国労東京地本にかけられたビラ貼り弾圧について

ビラ貼りを口実に地本を捜索

一、警視庁と牛込警察署は、三月一九日、国労東京地本事務室内を、「被疑者不詳に対する軽犯罪法違反被疑事件」で捜索した。その状況は、室内に三十六人の警察官が立ち入り、事務所周辺には約百人の制・私服警察官を配置し、午前八時二十九分から同十一時三十五分に及ぶ、ものしいものであった。

押収された品目は、三月に入って国労がおこなっている闘争関係の資料、規約・規則、住所録など右「事件」とは関連がないものである。

この捜索は、あらかじめ同日付サンケイ新聞朝刊に「事件」を大きく報道させるなどしたうえでおこなわれた。その記事によると、三月十七日未明、国鉄本社職員局長、太田知行氏の自宅のコンクリート塀約二メートルに四十八枚のビラがはられ、そのビラには、「汚れた体を洗う時間を与えよ」「人勧凍結反対、仲裁裁定を完全実施せよ」「八三国民春闘勝利」と書かれ、ビラの下部にはいずれも「国労東京」の名が入っていたという。警視庁公安部は、「十八日までで国鉄本社や太田局長からの被害届を受け、国労東京地本などの自宅捜索を行う方針を固めた」と記載されていた。

法そのものの目的を著しく逸脱

二、本件は軽犯罪法一条第三十三号の「みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をした」ことと同法第三条の「第一条の罪を教唆した」ことにあたる、というのであろう。しかし、軽犯罪法は昭和二十三年に戦前の警察犯処罰令にかわって登場してきたものであるだけに、国会審議では強い批判があり、労働組合運動や民主団体等の運動には介入しないという趣旨が同法第四条に規定されている。すなわち「この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない」のである。

労働組合活動のなかで、組合員の要求をたしかめ合い、情報を交換し合い、要求をアピールしたり、不当な処分や弾圧の様子をひろく知ってもらって支援を求めようなどビラ貼りの活動は、労働組合が日常おこなっている正当な基本的な権利の行使である。それだけに、今回のように、ビラに表示された組合に対して、「氏名不詳の軽犯罪法違反」を理由にいさなり捜索を強行することは、まさしく労働組合に対する弾圧以外の何ものでもない。明らかに軽犯罪法本来の目的をいちじるしく逸脱した政治的抑圧にはかならない。

本件において、何人が貼ったかわからぬ「被疑者不詳」のまま「軽犯罪法違反被疑事件」につき捜索令状を発した裁判官の責任も、まことに重大である

中曽根内閣の登場で弾圧に拍車

三、昨年六月四日、三井警察庁長官は全国の警備・公安部課長を集めて、反核など平和運動、民主諸運動、労働組合運動が高揚にむかう状況にあるので、「違法事案」に対しては現行諸法規をフルに使った取り締まりを指示した。それ以降、とくに街頭や地域における



労働組合や諸団体の活動に対して、警察は公安条例をつかってデモや集会を規制し、ビラ貼りに対して軽犯罪法、屋外広告物条例、ビラ配りや宣伝カーの街頭活動に対しては道交法（公安委員会規則）などを、最大限に不法に拡大解釈して、全国的に弾圧をひろげている。

この動きは、中曽根（警察）内閣が昨年暮に登場してからさらにいっそう拍車がかかっている。その実情は左記のとおりである。

- 1、デモ——一月二十六日の「反角ちようちんデモ」申請に対するデモコース変更の条件付許可処分
- 2、集会——「公共の場所」で行う集会について、許可をうける、というおとし。
- 3、街頭ビラ活動

（例一）総評、政労協の公的住宅政策後退反対・反国民的「公団縮小計画」阻止共闘会議作成のビラ。十二月二十一日午後六時ごろ、西武新宿駅付近で住都労組合員六人が配布中、許可がなければ道交法違反だと花園神社前交番に五名を連行、初犯だから始末書で済ませるとして「……違反を知らながらビラを配布しました。今後、一切ビラは配りません。警察署長の寛大な処置をお願いします」という趣旨を印刷した始末書に署名させられた。

（例二）三月七日朝、カネミ油症支援会議が有楽町駅の都庁寄り口でビラ配布中、丸ノ内署員が「道路使用許可書があるか」と言ってきたので早々に引きあげた。その際、同じ場所でもビラ配布をしていた東京ビジネス・スクール関係者は派出所へ連行され、前記のような始末書に署名させられた。

これらビラまき活動の権利の正当性については、東京地裁四〇・一・二三無罪判決、東京高裁四一・一・二八無罪判決という確定判例がある。

4、宣伝カーによる街頭活動——総評、沖電気、千代田争議団、日航労組、八重州無線労組、出版労連、私教連、日立メディコ、メールオーダー、品川区労協、国民救援会、民主商工会、政党関係、婦人有権者同盟などに対して警察は「宣伝カーは道交法七十七条一項四号に該当するので所轄署長の道路使用許可が必要だ」といつてきた（それ自体疑問）が、本年三月一日以降は従来は使用許可期間を一ヶ月、運行地域は「東京都全域」「品川区全域」などということで許可が出されていたのに、①期間は十五日②走行ルートを地図上に赤線ですす、という規制をしてきた。無許可や条件違反には三カ月以下の懲役、三万円以下の罰金という罰則がある。

#### 5、ビラ貼り

（例一）麻布学園の中学生が音楽会案内のビラを貼り、連行され、誓約書を書かされた。

（三月七日付朝日新聞）

（例二）大阪の淀川署が昨年十一月二十七日、「ヤングジャンプ」のポスター貼りについて、軽犯罪法三条違反とし、教唆した疑いがあると責任者を呼び出した。

（例三）埼玉県の浦和警察署が二月十三日、ポスター貼りに対して逮捕、深夜に自宅を捜索した。

#### 民主主義と、平和の運動にホコ先

四、今回の国労のビラ貼りに対する弾圧は、中曽根内閣のもとにおける以上のような動向のなかでとらえ、その政治的意味を明らかにすることが大切である。

事案そのものは軽犯罪法違反であり、その内容において軽微なものであり、罰則においても罰金の下位にあたる拘留または料科であった、逮捕状も定まった住所があれば発布できない(刑訴法第百九十九条)。

従来、軽犯罪法の適用は、現場で、必要がある場合に警察官が注意などをする際の根拠法規として使われてきたものである。大がかりな捜索にみられる本件弾圧は、労働組合活動の抑圧をねらって初めておこなわれた、まことに異常な政治的適用である。

本件でとくに重視すべきことは、この弾圧の構造が、官公労・民間を問わず、ビラ貼りやビラ配りがおこなわれた場合、いつでも軽犯罪法や道交法をつかって実行行為者の自宅のみならず、労働組合や民主団体の事務所に対する捜索が可能であるかのごとき権力の態度である。

ことは労働組合の問題にとどまらず、ひろく「草の根」的な市民運動や反核運動など国民の民主主義と平和を守る運動にも刃をむけてきた、ということである。ここに中曽根(警察)内閣の危険な真の姿があり、「核とビラ」こそ軍国主義復活の具体的な柱になってきていると見るべきであろう。

しかし、このような仕掛けは、「立ち小便禁止」などの軽犯罪法まで使わざるを得なくなってきた。その弾圧そのもののなかに支配層の深刻な矛盾と弱点があるのであって、ひろく反撃が組まれるなかで事態の打開をはかっていくことは十分に可能であると考ええる。

(弁護士 渡辺正雄)

## 語

## 録

「こんなことはたいしたことではない。新聞は虫眼鏡で悪いところしか見ないようにしているが、十年たったら知事公舎をつくった亀井さんに県民はきくと感謝する」(中曽根首相、四月三日、福岡県知事選での応援演説で)

「いまのような冷えきった状況で、納得できる回答が示されるとは思えない。大手組合が去年のようにストなしとなる確率は少なく、突入の可能性が濃厚だ」(田村私鉄総連書記長、四月一日、私鉄総連拡大中央委で)

「われわれの姿勢は、J.C共闘組合との同額決着をめざしている。闘った結果、自動車や電機と格差がつくのはやむをえない」(中村鉄鋼労連委員長、三月三〇日、鉄鋼労連中央委で)

「鉄鋼、造船、自動車、電機の四単産が同水準の決着を目指して最大限の努力をする必要があるが、ある程度の許容できる幅があってもよい。それは千円か、千円に百円玉を一つから三つぐらい積んだ額となるう」(金杉造船電機労連委員長、三月二十六日、「八三賃闘中央総決起集会」で)

「米国が「台湾関係法」を作り、台湾に武器を売り続け、台湾のスパイと結託して中国のスポーツ選手、留学生に誘惑や脅迫を加え、さらに「政治亡命」とやらを仕立て上げる。これらはすべて中国に対する内政干渉、主権侵害であり、中国人民の感情を傷つける行為であり、覇権主義の表れだ」(胡耀邦総書記、四月七日、ウェルナー氏との会見で、アメリカを強く批判)

「日本および日本海周辺海域には核兵器が散在している。沖縄には巨大な核基地がある」(グロムイコ第一副首相兼外相、四月二日、内外記者団との会見で)

## 国鉄労働者にまけるな！

— 全電通をめぐる情勢について —

国労が攻防の焦点だが

今日の日本における階級闘争の焦点は何か。国鉄労働者、民主主義をめぐる攻防である。国家権力を総動員しての「現協」にたいする攻撃、職場闘争への攻撃、職場大衆闘争を組織する活動家、組合員への解雇、処分攻撃、そして基本的人権の抑圧が、それを如実に物語る。「国鉄管理法案」さえ日程にのぼっている。国労は日本の労働組合にはまれにみる「労働者階級の解放」をめざす綱領をもち、「職場に労働運動を」土台とした反合同争を展開しているからである。

今、資本主義体制は断末魔のうめき声をあげている。マルクス没百年に商業ジャーナリズムが資本の立場から全力をあげたのもそのゆえである。藩政改革、幕政改革という行財政改革が徳川幕藩体制の矛盾をさらに深めたように、資本主義体制の倒壊をもたらさずにはおかない。この意味で、国鉄問題は六〇年三池闘争以上の内容を含むものである。

国労は日本労働運動の旗手であり、総評の機関車だ。その国労の存在そのものを否定することは、行革で護憲勢力を「大掃除」し、憲法改悪、軍拡の条件をつくり、勤労諸社会層をものいわぬ生産力におとしめ、資本主義体制を維持することをねらったものである。したがって、いわゆる「国鉄問題」は、国鉄労働者の問題では片づけられない。全労働者、全勤労者の問題なのである。平和と民主主義の帰趨が国労の仲間の肩にかかっているからである。

このようなとき、全電通の山岸委員長は、「赤字の国鉄など、赤字の企業体と黒字の電々と同一にされてはかなわぬ」と主張しているが、これこそ独占資本に愛される「企業主義的」な発想であり、国労破壊を労働者みずからが促進させ、さらには春闘を終焉させる、危険な思想である。

はげしい「合理化」攻撃

全電通の職場にも「第二臨調—行革」「第三ヶ年事業計画」（五七—五九年）にもとづいて、国鉄労働者に加えられているような攻撃が強行されている。この合理化計画の中心は「高度情報通信システム（INS）」という新技術の最先端をいく合理化である。具体的には、マスコミなどで宣伝されている「デジタル交換機」（電子交換機）と「光ファイバー回線」による回線網と通信衛星を基本にした通信網である。

この通信システムは公社当局も明言しているように、官民を問わず全職場を「OA」をはじめとしたコンピュータシステム合理化で低料金の「サービス」が可能となると同時に、資本の有機的組成を飛躍的に高め、労働力の節約（大量の労働者の職場からの反発）を可能にするシステムである。たとえば、電子ファックスが各企業、家庭に現在の電話料金なみでサービスがはじめられると、手紙、葉書は減少し、全通労働者の配転、首切りに結びつく。また現在練られている「自治体システム」が完成されると、国家公務員、地方公務員の賃金計算、事務作業が省力化され、大量な配転、首切りに結びついてくる。

電々の職場も同じである。電話番号を案内する職場には「電子番号案内装置」というシステムが導入される。コンピュータと接続されているために、一局舎で二—三システムで一地域の番号案内が全部できることになるから、関東の場合、たとえば、埼玉のある電話

局に、この装置が導入されたとすれば、関東の他の電話局の番号案内サービスができるために、埼玉以外の電話局で案内サービスをしていた婦人労働者の職場はなくなり、職種転換もできないなかで、実質的に首切りとなる。

このような、高度情報通信システムの実現をめざして、公社当局は、「新経営形態への移行」を提案し、その課題として――

「より働きやすい職場とするために、公社は今、新しい経営形態に移ろうとしているが、サービスの改善、効率的な経営に全力をあげて取り組む必要がある。この三つが新経営形態に移行するわれわれの支援であり、備えである」

「本機開放がいわれているが、新経営形態に移行する時点では遅くとも競争状態に入ることには必ずである。その時に、われわれに力がなければ、みすみす負けるだけであり、何としても、その時点で競争体制を確立しておく必要がある（ネットワークというのは分断できないし、そういうものはやはり、いぜんとして公社が独占というものでいかざるをえない。ATTについては、ロングラインを切るような議論が出ていたが、日本の場合、そういった議論に発展する前に家移りして、端末機分野で競争体制に入るといのが、とりあえず常識的な判断だと思う）」

「サービスの改善、効率的な経営というものは、未来永劫の課題であるが、ピッチをあげて取り組んでおかないと移行そのものに支障がでるおそれがある。公企体のなかで、日常サービスが不十分であるとか非効率だということになれば、「新経営形態に移行し、統制が及ばなくなれば、ますます悪くなる」との論議で、移行がストップされるであろう」

「移行は黒字の期間に終えてしまわなければならない。赤字になれば移行は難しい。その意味で残された期間は、時間的にひじょうに限られており、上記三つの課題は緊急の課題である。カレンダーとの勝負である。不安を持つ暇があれば、一つでも仕事を余計にしてほしい。三三万人が飯を食うチャンス、生き生き働くチャンスを、なかで足を引っ張り邪魔する者は許せない」

と競争体制の確立、サービスの改善、効率的な経営が、「黒字」を口実に緊急な課題であると、民間企業と同等の生産性向上運動を具体的な方針として提起している。

このような組織づくりが、全国通信局長会議で意志統一され、全電通労組の合意をとりつけながら、労資共通の認識である「競争体制の確立」「生産性をあげて職場の確保と雇用確保、電々事業にふさわしい賃金」の実現として、全職場で強行されてきている。

### 企業意識の醸成がねらい

その実態は、各局舎、各通信局単位で違う。いくつかの例をあげれば次のとおりである。

第一は、朝、八時二五分になると、「始業時になりました、今日も能率よく働きましょう」と始業時間八時半前から放送し、「二時になると「お昼休み時間になりました、不用な電気は消して節電に協力しましょう」。終業時間の五時一〇分になると「終業時間になりました。身のまわりの整理、整頓して帰りましょう」と放送をはじめたことである。

第二は、「日本電信電話公社」という機関誌を、広告会社の電通内プロジェクトをつくり全員に配布し、電々公社の事業内容を徹底するなど思想攻撃を強め、土曜日には、地域の人たちを対象に局を開放し、家族ぐるみの見学を呼びかけ、公社のサービスを売りこみ、参加した人には、オリタタミのカサをおみやげとしてもたせているなど、企業外宣伝に力を入れてきていることである。

第三は、「特昇」の対象になった係長、主任などの職制に「電々事業を担う中心的な職制は体力をつけなければいけない」と、仙台の松島の小島を借り切って体力づくりの合宿

がおこなわれ、「現場の作業状況をビデオで撮って、主任、係長の職制会議で、効率的な、作業形態、方法について研究をさせる」など、職制教育が徹底的におこなわれていることである。

権利、慣行剥奪の問題では、昼食時間を一時半から二二時に規制、入浴も終業時、頸腕り病者の時間内通院時間の剥奪、婦人労働者に夜勤の場合支払っていたタクシー代金支払の剥奪、時間外労働になるのがわかっていて、終業時ギリギリまで、加入者からの障害を受けつけ、その日に修理させる、月別決算になったため、事務、作業用品までが節約させられているなど、権利、慣行剥奪攻撃がより露骨にあらわれている。これだけの権利剥奪で東北通信局の場合、一二〇億円、一人あたり三〇万円程度の節約になるといわれる。

### 高まる活動家への信頼

そして、このような公社の攻撃、組織づくりに、抵抗したり、たたかう活動家には露骨な攻撃、弾圧をきている。

「生協活動を職場でやっていたら、管理者が、職場に入れないと実力阻止して、生協活動をしていた活動家にケガをさせた」、「職制に暴力をおこなったとデッチあげ、警察に通告、一ヶ月の停職処分」、「勤務日をまちがえたという理由で処分」、「勤務時間中に自動車の免許をとりに行ったという理由で賃金カット処分」などと、全電通労組が、まったく公社当局の攻撃にたたかわず、とりあげないことを知りながら、たたかう活動家には徹底した処分攻撃と差別攻撃をし、組合員の分断と対立を組織している。

その結果、職場の実態は、無権利状態となり、「どうせ、抵抗してもムダだ、今の全電通では」、「俺のカアチャンも電々だ、今度は俺も含めて二人がチョンか」、「そろそろ、公社をやめて、田舎に帰るか」、「ヘタにさからうと処分だぞ、うまくやるしかないな」など、モノが言えない、無力感の職場実態がづくり出されている実態にある。しかし同時に「仲裁も出ない、手当が削られるでは、もう黙っていられない、全電通本部に抗議電話してやるうか」、「公社の合理化には頭にくるが、合理化を要求する組合にも頭にくる。きびしくなるのは俺たちだけだ」、「協会の連中が、処分されながらもいつていたことが、よくわったよ」などと、怒りを爆発させてきている組合員も増えている。そして、真剣に、電々合理化にネバリ強く抵抗している社会員員をはじめとした活動家に信頼をおきはじめている。

### 反撃への活動に努力

このような状況のなかで、公社当局、全電通労組から弾圧、処分攻撃されながらもたまたかい続けてきている社会員員はじめ活動家は、この数年間のたたかひの総括を自己批判的におこなうなかから、職場の労働者とともに、反撃し、たたかう決意を固めつつある。つまり、自分の頭で考え、自分自らたたかひの組織者になるという積極的な構えで、また、社会党、地区労の運動に積極的に参加しながら、電々合理化攻撃に抵抗、反撃をはじめてきている活動家が出はじめていることである。

そのようなたたかひのなかで、反動的だといわれていた労働者に、ネバリ強く働きかけ、全電通労働運動、日本の労働運動の階級的強化にむけた職場学習会の組織化など、階級的団結づくりも再構築されはじめている。それは「活動の記録と報告」に報告されているとおりである。(第一九一号、およびこれから掲載の「活動の記録と報告」を参照)

## 強まる非同盟運動

— 成功したニューデリー首脳会議 —

一九六一年、ネール・インド首相、チトー・ユーゴ大統領、ナセル・エジプト大統領ら非同盟運動初期の指導者が、ユーゴの首都ベオグラードに参集して、はじめての非同盟首脳会議を開いてから二年。会議はカイロ（六四年）、ルサカ（七〇年）、アルジェ（七三年）、コロンボ（七六年）、ハバナ（七九年）を経て本年三月初旬、ニューデリーで七回目を迎えた。この間に同盟諸国は当初の四倍にまで拡大し、今大会の参加は最大の九九カ国、二解放機構となった（その総人口は一五億人にのぼる）。

ここで簡単にこの運動の性格と路線についてふれてみよう。

### 一、歴史

非同盟路線の根本には何よりもまず、第二次大戦後の帝国主義の侵略政策から生じた軍事・政治的ブロックに参加しないという理念がある。この運動は大戦直後、新興諸国の間に生まれた。多くの解放諸国は、民主主義・社会主義勢力に敵対する帝国主義の侵略的ブロックに引き込まれるのを拒否し、自国の独立の強化を目指したのである。

一九六一年の第一回会議ですでに非同盟運動の参加者たちは、国際場裡における敵を明確に規定している。当時の会議宣言では、「確固たる平和は、あらゆる形態の植民地主義、新植民地主義が一掃されてはじめて確立され得る」とうたわれている。それから二〇年後、一九八一年のニューデリーの非同盟諸国外相会議では、「非同盟の本質は、帝国主義、植民地主義・新植民地主義、アパルトヘイト、人種差別（シオニズムを含む）に反対する闘い、あらゆる形態の外国からの侵略、占領、支配、内政干渉、あるいは覇権、さらに大国主義政策、ブロック政策に反対する闘争である」と規定されている。

このように、非同盟運動は反帝・反植民地主義の方向を堅持してきた。だからこそ運動は支持され、今日その加盟メンバーは一〇〇を起えたのである。また、この運動は、平和共存、デタント、軍縮、軍事ブロックの解消、新植民地主義と人種差別の撤廃のための闘争である。だから、この運動には一連の社会主義諸国も加わっている。

### 二、非同盟と「南北問題」

今日開発途上国は、世界の資本主義市場に出回る石油の九四％、鉄鉱石の四五％、銅鉱石の五七％、錫の八五％、ボーキサイトの一五％を提供している。その他の一次産品についてもこれらの国に負うところは多い。しかし、開発途上国は貧しくなる一方である。会議でも指摘されたように、原料にたいする価格は「破局寸前までに」暴落し、過去半世紀中最低となった。開発途上国の輸出による収入は、過去二年間で四〇〇億ドルも減少した。しかも同時期にこれらの国は先進資本主義国からの工業産品を非常に高い値段で買わされている。開発途上国の対外債務は、一九五五年には約六〇億ドルであったが、一九七〇年には七五億ドルに達し、昨年末にはすでに六二六〇億ドルにもなっている。しかも債務の返済には、平均して輸出収入の四分の一以上があてられている。また、債務の三分の一以上は高金利の民間借款または一年以内の短期ローンである。このような事情が「北」によ

る「南」の搾取と把握されるのは当然であろう。

### 三、非同盟と社会主義

社会主義共同体と非同盟運動の反帝闘争の基本目的は客観的に一致している。だから当然、非同盟運動は国際帝国主義反動や覇権主義勢力から圧力を受けてきた。

反動勢力の戦略は、非同盟運動と社会主義諸国の団結を許さず、運動そのものを分裂させ、平和、民主主義、社会主義のためにたたかう諸国の団結強化に貢献する国に攻撃の矢を向けようとするものである。インド紙「パトリオート」が伝えているように、アメリカの外交官と国務省の関係者は今回特別チームを組んでニューデリーにのり込み、「会議参加者を対象に活発な活動をおこなった」。

しかし、帝国主義のごく部分的な成功をもってしても非同盟と社会主義陣営のきずなを断ち切ることは不可能である。

ソ連をはじめ社会主義諸国は、国際経済・貿易・金融関係における差別条件に反対してたたかっている。また、社会主義は、諸国民衆の政治・社会・経済的な運命を左右する帝国主義の独占権を打破した。そうすることによって社会主義諸国は帝国主義の開発途上国との経済関係の独占体制をくつがえしたのみならず、新しいタイプの国際経済関係の形成と、平等・互恵・主権尊重を基本原則とする国際分業の確立に寄与しているのである。

### 四、ニューデリー会議の流れ

今回の第七回首脳会議は、七九年のハバナ会議をうけて八二年の秋にイラクのバグダッドで開催される予定であった。しかし、イラン・イラク戦争のため、インドが急きょ開催国を引き受けたのである。この種の会議準備には三十四年が必要とされるところをガンジー政府が三十四カ月でやり終えたことは特筆しておくべきであろう。また、準備段階で早ばやとカンブチャの代表権問題の検討を八五年まで調整機関に委ねるといふ決定を下したことは、本会議の運営をスムーズにしたと言える。

非同盟運動には封建君主制の国から社会主義国までが参加しており、この運動の参加国であるイランとイラクは三十カ月にわたる戦争を続けているし、アフガン、カンブチャの問題についてもさまざまな意見があるにもかかわらず会議は、帝国主義が望む「分裂」ではなく、現実の共通問題の解決へむけて結束を強化する姿勢が確認された。帝国主義、植民地主義、人種差別主義に反対し、民族解放を求め、支援する立場が貫かれたのである。会議が具体的にどの点でまとまったかは宣言その他に明らかにされている。その内の要求なもの拾ってみよう。

**中東** 米国がイスラエルと戦略的同盟を結んでいることを非難する。

**ナミビア** ナミビア独立とアンゴラからのキューバ兵撤兵をリンケージさせようと目論む米政府の立場を断固批難する。

**南アフリカ共和国** 人種差別・アパルトヘイト政策をおこなっている同国を完全にボイコットすることを求める。ワシントンが南アフリカの現体制を支援していることを糾弾する。

**中米** アメリカ帝国主義の側からの脅迫、経済封鎖、侵略をこうむっているキューバと



ニカラグアに連帯を表明する。

インド洋 インド洋の軍事的プレゼンスを削減するため米ソ交渉の再開を呼びかける。米国の戦略拠点ジエゴガルシア島を含むチャゴス列島にたいするモリシヤスの主権回復を支持する。

アフガニスタン・カンボジア これについては「外国軍隊の撤退」とそのための条件保障を呼びかけており、特定の国を名指し非難することを避けている。これらの問題で会議を紛糾させようとする試みにたいして参加国は成熟した政治的アプローチを発揮したと評価される。

### 五、軍縮と新経済秩序を目指して

今回の会議の特徴の一つは、軍縮を呼びかける声が一段と高められたことである。「政治宣言」のトップには「すべての核保有国が核兵器の使用または使用の脅しをただちに停止し、核兵器の製造、開発、蓄積、配備を凍結することを要求する」と記されている。

南北問題の視点から見た場合、発展途上の南は北の軍縮に人道的・政治的のみならず経済的にも大きな関心を持たずにはいられない。なぜなら、たとえば原子力空母は一隻だけでも四〇億ドルもするが、半数以上の非同盟諸国の国民所得はそれにも及ばないからである。

先進国と途上国のギャップを埋め、国際的経済体制の構造的不均衡と不平等を克服するために是非とも北による軍縮と南への援助・協力が切望されるのである。首脳会議を終えた非同盟諸国は今後、新経済秩序確立を目指して先進諸国にいわゆる南北交渉の早急な開始を訴えていくことになった。

このように、非同盟運動は今後、平和維持、地上での正義の確立、より公正な国際協力体制の構築に大きく貢献していく意志を明確にした。この運動が無為の中立とは無縁であることも証明した。また、ガンジー・インド首相の結語にあるように「非同盟が分裂すると予言した人たちはまたしても誤まっていることが証明された」。

## 編集部だより

▽統一地方選挙の投票日が明日十日にせまりました。自民党筋は「行革」で組合の活力を奪い去れたと評価しています。職場の高揚が労働者、勤労者の「力」です。春闘、選挙への努力をさらに高め合いきましょう。

▽中国とアメリカの行方が注目されます。これは中ソ和解の一環です。中米でもアメリカは大きな打撃をうけるでしょう。世界史の流れはますます早まります。バタバタせずにじっくりと腰を落とし、反撃の体制をつくる必要のあるゆえんです。

▽国労の仲間は報告にもあるように、足腰の強化、統一闘争の追求に全力をあげています。その成果がやがて眼にみえてくるでしょう。国労の仲間ガンバレ！

▽「通信」は七月十一日号で二百号を迎えることになりました。企画について読者の皆さんの知恵を借して下さい。

## シリーズ「ソ連脅威論」の虚構 ② 「ソ連脅威論」を演出する人びと

アメリカの援助で成立

戦後の相次ぐ社会主義諸国の実現、植民地独立などに危機感を持った帝国主義者たちは十月革命以来の「反ソ・反共」宣伝を世界的な規模で増幅させた。

情報収集、謀略工作の機関は拡大強化され、その専門技術も異常に発達し、管理された情報にもとづき、飛躍的に発達したTVなどのマスメディアを利用した意図的な「反ソ・反共」の世論操作がくり返し徹底して展開された。

戦後、日本での「反ソ・反共」の世論操作は占領軍がそれまで進めていた「民主化」政策を、急激に現実となった冷戦体制によって「反共」政策に転換したことから始まった。

「民主化」政策を進めていた総司令部民政局グループは、冷戦体制に忠実な反共主義者ウイロビー少将に指揮された諜報、謀略担当の「GII」グループに排除され、「民主化」は急速に空洞化されていた。

「GII」グループは、最初は日本の参謀本部で対ソ情報の責任者であった河辺、有未両中将を招集し、その部下ぐるみ米軍の諜報機関に組み込んだ。また参謀本部のソ連課員、駐ソ武官経験者、関東軍の対ソ戦関係者、特務機関員、中野学校関係者、特高、公安関係者、思想検事、右翼、共産党転向者、はては細菌戦研究の「七三一」部隊関係者までを集め、戦犯や追放の免除を条件に協力を強制した。こうして日本の対ソ・対中の人脈が米軍の手で再編され、「ソ連兵要地誌」、「ソ連兵備編成表」、「対ソ作戦計画」、「爆撃目標要図」など膨大な「軍事機密」が米軍の手に渡った。

彼らはソ連、中国からの復員者からの情報収集や、スパイ密航船を仕立ててソ連、中国朝鮮への諜報、謀略工作をくり返した。その中心的存在であった「キャノン機関」は、約四百名の日本人協力者を抱え、当時の斉藤国警本部長や田中警視総監らも直接出入し、その指揮を受けていた。今では、当時の日本官憲がスパイ密航船などの計画のすべての段階で直接協力していたことが多くの証言から明らかになっている。

米軍に協力したこれらの日本人グループには、「日高機関」、「児玉機関」、「藤原機関」のように、長期間にわたり、米軍や台湾の蒋介石の指揮下でアジア全域で反共の謀略工作に従事したものがあつた。

また、戦前の著名な共産党転向者のなかには、「GII」グループの指導の下に、「反共」の「労働者学校」を設立し協力した者もあつた。しかし、彼らの最大の任務は、占領政策の最重要課題となつた「反ソ・反共体制」作りであつた。

### 「反ソ・反共」体制づくり

彼らは生活苦と民主化要求で盛り上がった労働運動を弾圧しはじめ、労働法を改悪させた。三鷹、松川、下山事件といった謀略事件は反共的な風潮を高めるのに大きな役割を果たした。また、当時の日本共産党の武闘路線を弾圧の口実としたレッド・パーチがおこなわれ、マスコミ関係の約五百名を含めた約一万名以上の活動家が職場から追放された。

NHKでは、戦前、朝日新聞の外信部記者として軍部に迎合し国策に追隨していた古垣鉄郎会長は（彼は立場上、署名入りのそうした傾向のいくつもの論評を残している）が、武装した米軍憲兵に助けられて、職場から窓意的に選び出した活動家を追い出した。

読売新聞では、A級戦犯の容疑として釈放されたばかりの正力松太郎会長が「GII」グループと直接連絡し合って活動家を追放した。一方、戦争協力者として追放されていた二十万人以上の人々が、一九五二年までに全員追放解除され、大手を振って復帰し、占領軍の「反共」政策と「反共」風潮を支えた。

#### マスコミに大きな地位

マスコミ界を反共的な雰囲気支配したこの頃から自民党の権力者によるマスコミへの介入がはじまった。たとえば、自民党の広報委員長通信族の実力者、田中派の大番頭橋本登美三郎は、その権力で、二十年間あまりに、数百名（一説には五百名）をNHKに縁故就職させたという。この縁故採用者たちは、「青雲西湖会」というグループを作ってNHK内で活動を続けているという。こうして彼らは番組操作の道や利権操作の道を築いていった。

この頃、戦後のマスメディアの世界を決定的に変えたTV放映の実現がちかづいた。一九五一年アメリカのVOA（海外向け謀略放送）の推進者のムント上院議員は、「共産主義にたいするたたかいにおいて、アメリカのもっているTVは最大の武器である。われわれは、VOAと並んで『自由社会のビジョン』を海外に建設する必要がある。試験的にやってみる最も適当な場所は日本と西独である」と述べ、TVによる日本と西独の反共体制の強化を提言した。

そして、一九五七年にTV放映の大量免許をおこなったのが、田中角栄郵政相であった。彼がその権限をフルに悪用し、TV界に支配力をもったかは、次の彼の発言でわかる。

「おれは、TV各社全部の内部を知っている。その気になれば（記者の）これ（首をはねる手つき）だってできるし、弾圧だってできる。社長も部長もどうにでもなる」（一九七二年八月の軽井沢発言）。

彼の発言を支えたその現実には、戦後はじまった民間によるラジオ、TV局の設立が、完全に財界主導型（地方⇨地方財界）でおこなわれ、はじめから財界の支える保守勢力のマスメディアとして出発したということであった。それは、時には、ベトナム戦争の報道をめぐってTBSのニュース解説者田氏をひきずりおろすなどの露骨な現実としてあらわれた。

一九五三年、反戦作家鹿地亘氏を監禁し、転向と協力を強要して失敗し、マスコミに暴露されて苦境に陥った「キャノン機関」は、多数の日本人協力者を解雇し姿を消した（彼らの多くが内閣調査室に拾われた）。

もちろん、その後もアメリカの諜報機関と日本人協力者たちは姿をかえ国内で活動し、時々そのシッポをのぞかせた。

ロッキード事件の際に暴露された「児玉グループ」の福田太郎、鬼俊良、シグ片山らは、いずれも戦後対中工作を担当していたOSS（CIAの前身の諜略機関）の工作員や関係者で、それぞれ、PR会社社長、航空機販売会社代理人、自動販売機のリース業者に納まっていた。しかし、アメリカの諜報機関が日本の「反ソ・反共」体制のために決定的な影響

力を残したのは、一九五二年に設立された内閣調査室であった。

### 内閣調査室が「キーステーション」

内閣調査室は、戦前、朝日新聞の専務、情報局総裁として大陸侵略路線を推進した人脈の総帥、緒方竹虎らの肝いりで、CIAの物心両面の援助を得て、内外情報の収集と世論操作のキーステーションとしての機能を持つ政府機関として設置された。

初代の室長には、戦時中「大東亜共栄圏」を演出した「興亜院」で働き、戦後は国警本部の警備課長としてレッドパージの指揮を取り、「キャンオン機関」に出入し、彼らの信任の厚かった村井順が就任した。この内閣調査室とCIAとは最初からきわめて密接な関係にあることは次の事実から明らかである。(1)予算面、設置された当初から政府予算の数倍にもおよぶCIAからの財政援助(依託調査費として)に依存していた。(2)人脈、初代室長村井順をはじめ、米軍の諜報機関の出身者や関係者が多い。(3)情報網、国際的な情報は当然国際諜報機関の中心CIAに大きく依存。密接な協力関係にある。(4)情報管理システム、コンピューターによる管理、分析の技術はアメリカ直伝。

一九五六年の日ソ交渉に際し、総理府に属し官房長官の指揮下にあるはずの内閣調査室が、逆にCIAや吉田茂らの親米グループの指導の下に、鳩山首相らを監視し、総理私邸に盗聴器を仕掛け、日ソ交渉の破綻を狙ったという証言は、内閣調査室が政府機構の一端というよりも、「反ソ・反共」のための国際諜報機構の一端であり、その結びつきの方が強いことを如実に示したものであった。

この内閣調査室は定員は百名足らずのキーステーションであるが、次のような膨大な政府機構を事実上統括している。

(1)内閣広報室 歴代室長に警察官僚をむかえ、政府の宣伝とマスコミ工作を担当。心理作戦の実施機関の中核。

(2)警察庁 六万名の公安専従警官を含む二十数万名 of 全警察官に公安情報の収集を義務づけている。内閣調査室に収集された情報の管理も担当。

(3)公安調査庁 破防法を根拠として左翼陣営の公安情報収集に約二千名の職員が従事。

(4)防衛庁の広報課 他の省庁の広報課も緊密な協力関係にあるが、防衛庁官房広報課は「ソ連脅威論」を担当する重要な情報機関。

(5)自衛隊の調査隊 定員七百名足らずの全国組織の公安専従部隊。原発反対闘争や公害闘争などにも姿を現す。公安業務を教育とする調査学校の卒業生は一万名をこえた。

(6)自衛隊陸幕第二部別室と別班 別室は千名以上の隊員が日本各地でソ連、中国、朝鮮の電波、暗号を傍受。人事権も指揮権も内閣調査室がもつ。別班は小人数の幹部隊員による謀略部隊。金大中事件の際、その活動実態をのぞかせた。

内閣調査室は、その予算の半分以上を占める委託調査費を支払って協力させている二十余りの下請け機関も統括している。これらの下請け機関は、主として海外ニュースを提供しているNHK、地方向ニュースの媒介としての共同通信などを除くと、いずれも一般大衆とは接触のない、そして、しばしば公安、旧特高、諜報機関出身者で占められている不気味な団体が少なくない。

たとえば、理事十六名中五名が特高、公安出身者の占める「世界政経調査会」。韓国のK CIA直属の通信社「内外通信」の日本側窓口の「内外ニュース社」。元国立世論調査所

実施計画室長を会長とする(社)新情報センターなどがある。また大手の広告代理業のなかには、内閣調査室や公安警察出身者を幹部にむかえ、事実上の下請けとなっている会社もある。(つづく)

## ニカラグアを第二のレバノンにするな

ニカラグア政府は、ホンジュラス領から米国の雇い兵の大軍が侵入してきたのにもない、国連安保理事会の緊急招集を要求した。ソモサの残党から組織されたレーガン「十字軍」約一五〇〇名が、ホンジュラス内のCIA基地を根拠地にして、ニカラグアの非戦闘住民を襲い、殺人と破壊をほしきままにした。この暴徒たちの作戦を最初からホンジュラス空軍が援護したが、その背後にはペンタゴンが控えている。特筆されるのは、イスラエルもレバノンや占領したアラブ領での強盗行為の経験を生かして、このギャング行動の準備と実施に加わったことだ。

世界は中米でのもう一つの侵略を目撃することになったが、その全責任は、今度の場合にはホンジュラスのカイライを頼りにしているレーガン政権にある。諸国民がCIAとペンタゴンのギャング作戦をはねつける上での連帯と相互援助を表明すると、ワシントンは毎回ヒステリックな宣伝をするのが特徴的だ。エルサルバドルでは今にいたるも米国のイヌが蜂起した国民の側に「外からの干渉」の証拠が何かないかとかき回っている。アンゴラ、カンブチア、アフガニスタンから、米国とその同盟諸国と雇われ暴徒の連携プレーによる強襲をはねつけるために友人の援助を要請する正当な権利を奪おうとする試みがある。しかしレーガン政権自体が国際法のありとあらゆる基準を無視し、世界の舞台でとめどないギャング行為に訴えている。そしてニカラグアをめぐる情勢はそのもう一つの例にほかならない。「レーガン・チーム」が急に良心にめざめるとか、たとえば「ニカラグア症候群」が現われて、彼らが米国のカイライのソモサがおこなったジェノサイドの何十万人もの犠牲者を思い出すかということは、とても期待できない。聖書すら棍棒に利用するとても辞さない連中に何か道徳らしきものがあるとはとうてい考えられない。しかも、米国がニカラグア侵略に近隣諸国軍を引き入れて、これを拡大しようとする可能性もないわけではない。その次は？ その次は、おそらく、紛争地区への「国際監視軍」派遣というやり方が再び出現し、そこで主役を演じるのは、やはりペンタゴンであろう。これは、ある程度、中米でのレバノンの筋書きのくり返しとなるだろう。

ニカラグア国民は、レーガン政権が準備し実行している現在の武力挑発の流血の結果を勇敢に排除している。これに関連して、キューバのプライヤヒロンでCIAとペンタゴンの雇い兵が壊滅したこと(一九七一年四月)がいやおうなく思い出される。ニカラグア国境で帝国主義はもう一つの恥ずべき敗北を喫しようとしている。しかし米国は、国際社会全体が米国の国際的ギャング行為をだんこ糾弾せず、多くの苦しみをなめてきたサンデーノの地で非戦闘住民を殺し、破壊をおこなった者たちの責任追及を要求しなければ、それを断念しまい。ニカラグア国民との連帯を表明することは、すべての誠実な人間、諸国民の自由と独立を大切に思うすべての人の義務である。手先や雇い兵を使って、ニカラグア、アフガニスタン、アンゴラ、レバノン、カンブチアなどの「第三世界」諸国で恐ろしい犯罪を敢行している者たちを阻む必要がある。